

平成 26 年 3 月 19 日

『工事の総合評価落札方式に係る一部運用の見直し』
【平成 26 年度 4 月期】について（お知らせ）

九州地方整備局港湾空港部におきましては、港湾・空港工事の発注手続きにおける総合評価落札方式の定着・拡充を図るため、別添のとおり一部運用の見直しを行い、平成 26 年 4 月 1 日以降に公告する案件より適用することとしておりますので、その旨、お知らせいたします。

なお、見直し内容につきまして、確認したい事項がありましたら、下記の問い合わせ先までご連絡願います。

また、個別工事に関する質問につきましては、通常の手続き中の問い合わせをご活用頂ければ対応いたしますので、その旨、申し添えいたします。

(問い合わせ先)

国土交通省九州地方整備局

港湾空港部 品質確保室

TEL:092-418-3354(直通)

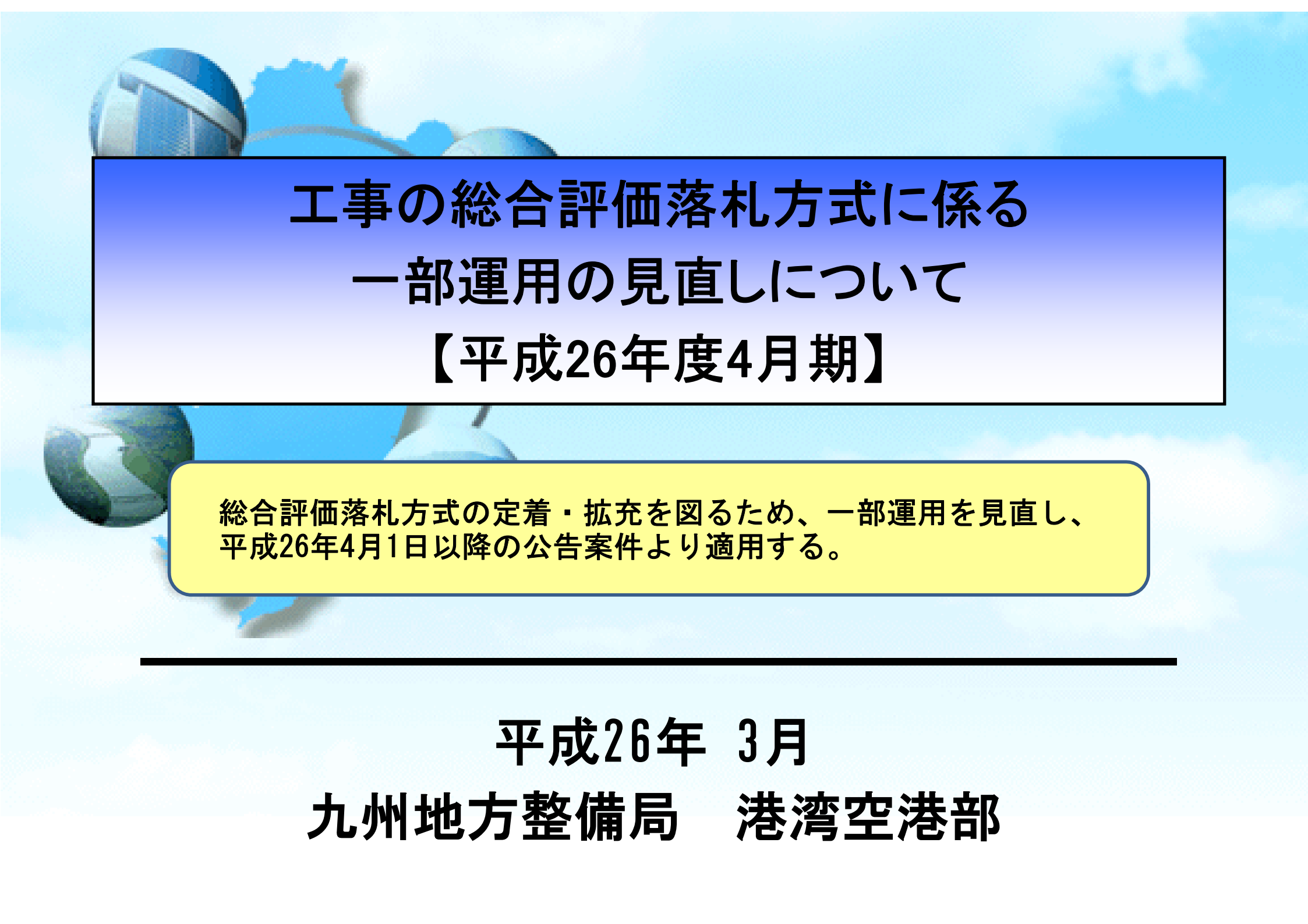
FAX:092-418-3050

品質確保室長

みやざき ひであき
宮崎 秀秋 (内線410)

品質確保室課長補佐

ほんだ かずゆき
本田 一行 (内線411)



**工事の総合評価落札方式に係る
一部運用の見直しについて
【平成26年度4月期】**

総合評価落札方式の定着・拡充を図るため、一部運用を見直し、平成26年4月1日以降の公告案件より適用する。

平成26年 3月
九州地方整備局 港湾空港部

見直し の内容

1. 評価項目の追加・削除

1) 「使用作業船の保有形態及び環境性能達成状況」の追加

【企業の施工能力】の必須項目に、当該工事に使用する作業船の保有形態(自社又は共同保有、下請保有)、及び当該作業船に設置されている原動機の環境性能達成状況を評価する項目を追加する

2) 「使用予定作業船の船齢」の削除

上記の評価項目の追加に伴い、類似目的[「環境性能達成状況」:平成17年のNOx排出規制(海防法)の達成状況]となる当該評価項目を削除する

2. 負担の軽減

1) 技術提案の評価方法の見直し

技術提案の履行コスト増に対処する為、技術提案の評価方法を『効果(「効果」・「範囲」・「期間」)』、『具体性』の観点から、『有効性』、『確実性』、『具体性』の観点に見直す

2) 提出資料の軽減

技術提案と標準案の併願を取り止め、施工計画資料として求めていた「施工フロー図」、「主要船舶機械」の提出を廃止する

3) 技術者ヒアリングの廃止

配置予定技術者の工事成績点が確認できない場合等にヒアリングを実施しているが、競争参加者・発注者双方の負担となっているため、これを廃止する

3. その他

1) 「空港工事施工管理技術者」資格の追加

【技術者の能力】のオプション項目の『配置予定技術者の資格』に、新たに「空港工事施工管理技術者」資格を評価対象に追加

2) 「評価しない技術提案の事例」の追加・修正

更なる条件明示を図るため、評価しない提案事例の追加・修正を行う

3) 減点対象機関の追加

事故及び不誠実な行為における「指名停止」等に伴う加算点の減点措置を講ずる対象機関に、新たに「福岡市」、「北九州市」、「佐世保市」、「下関市」を追加する



1. 評価項目の追加・削除

1) 「使用作業船の保有形態及び環境性能達成状況」の追加

【背景①】港湾の建設・維持管理等に不可欠な作業船

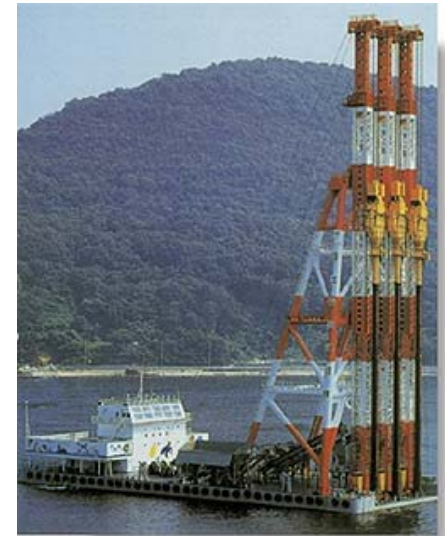
- そもそも、港湾工事には作業船が不可欠
- 新規建設にとどまらず、維持管理・更新時にも作業船が不可欠



グラブ式浚渫船



起重機船



SCP船(地盤改良)



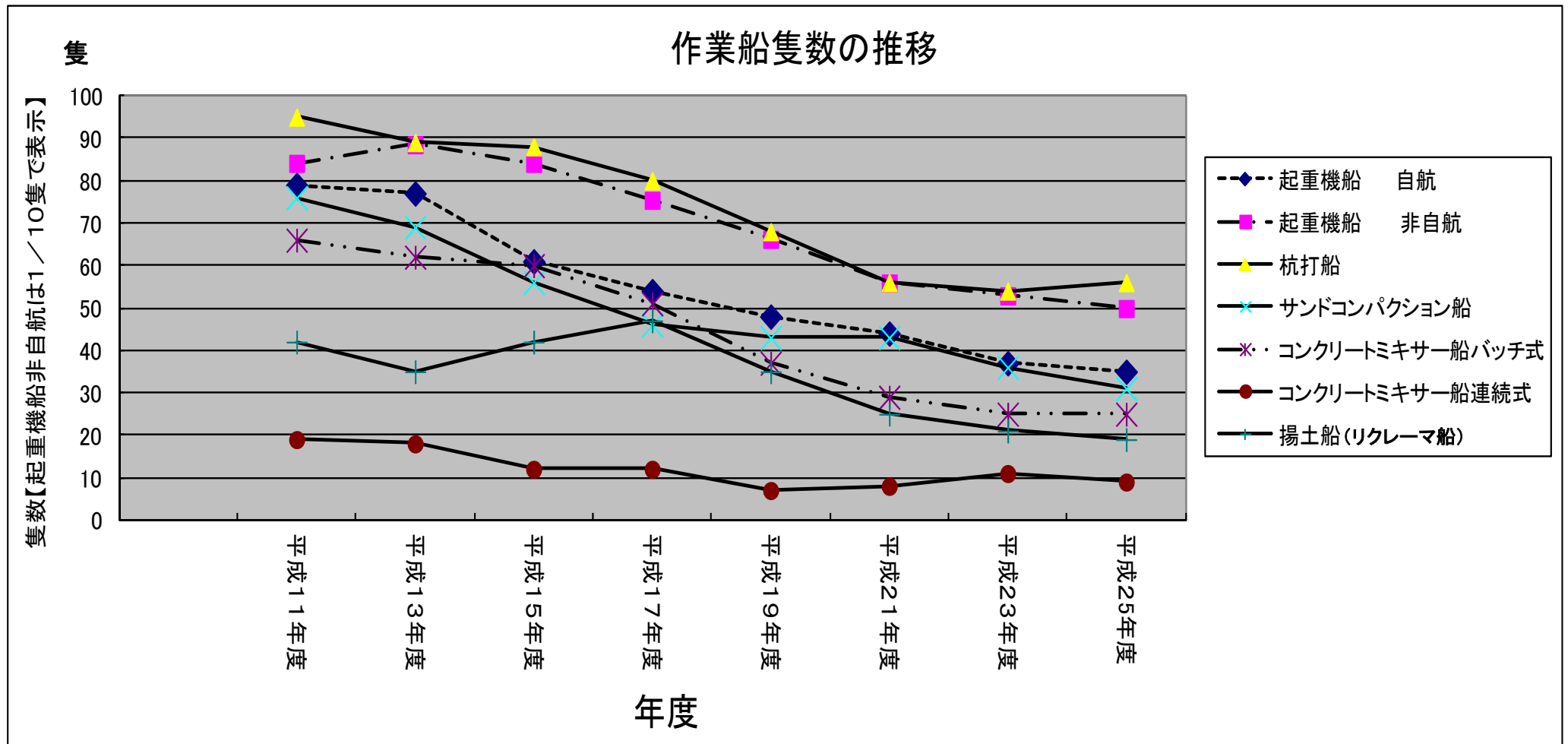
リクレーマ船(揚土船)



空気圧送式揚土船

【背景②】減少を続ける作業船

- 公共事業の減少で、作業船保有者(請負業者)の経営状況は悪化
- 作業船は老朽化するが、代替建造が進まず、作業船は減少の一途



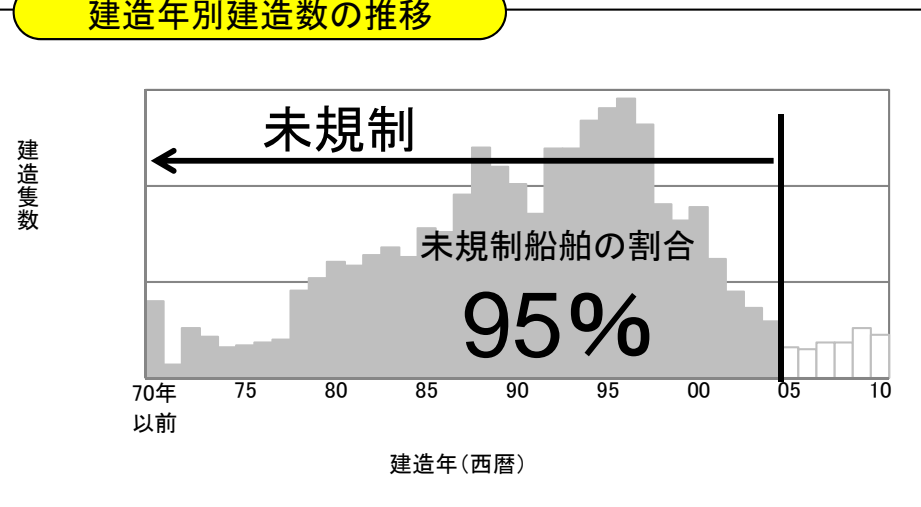
(一社)日本海上起重技術協会 提供

【背景③】港湾の整備、維持管理及び防災対策等に係る作業船の買換特例の創設

施策の背景

- ◆ 国際コンテナ戦略港湾をはじめとする港湾の機能強化や老朽化対策及び災害復旧等に作業船は不可欠。
- ◆ 「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律」により、作業船も対象としたNOxの排出規制が平成17年より実施され、段階的に強化されているが、作業船保有者の約97%が中小企業であり、厳しい経営環境から買換が進んでいないこともあり、現有作業船の95%がNOx排出規制適用前に建造された船舶となっている。

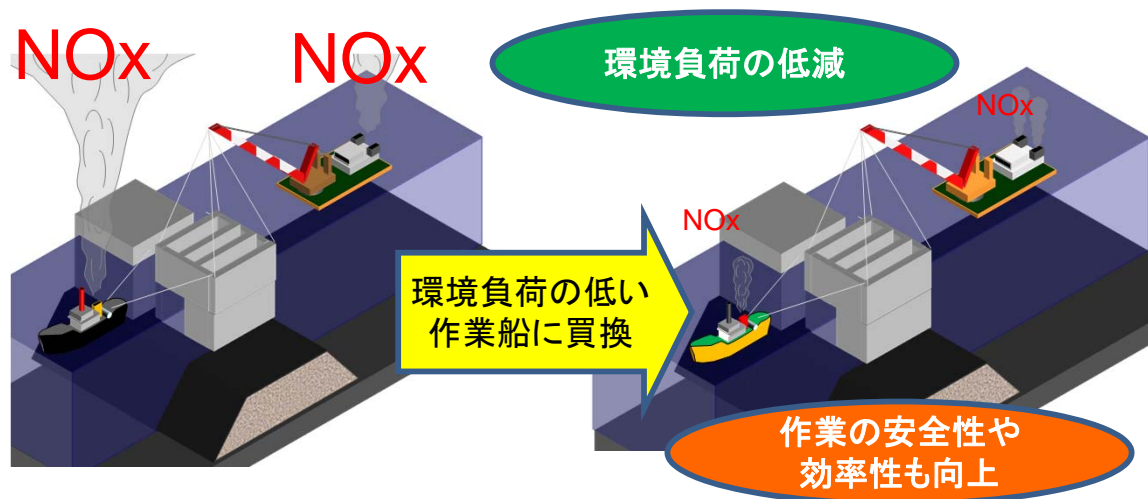
建造年別建造数の推移



要望の結果

作業船を買い換える場合等の圧縮記帳
(所得税・法人税)

- 特例措置の対象: 作業船
〔 譲渡資産: 船齢45年未満
買換資産: 船齢耐用年数以内 〕
- 措置内容: 圧縮記帳比率: 80/100
- 措置期間: H26年度より3年間



1. 評価項目の追加・削除

1) 「使用作業船の保有形態及び環境性能達成状況」の追加

◆【企業の施工能力】の必須項目に、当該工事に使用する作業船の保有形態(自社又は共同保有、下請保有)、及び当該作業船に設置されている原動機の環境性能達成状況を評価する項目を追加する。

【(1)対象工事】

作業船を使用する全ての工事を対象とする。

但し、技術提案評価型(A型)、技術提案評価型(WT0型)及びチャレンジ型を適用した工事は除く。

【(2)対象船舶】

当該工事に使用する作業船とし、工事内容に応じて下表の主作業船の中より選定する(規格は問わない)。
極力、複数船種を選定する。

主作業船一覧

① ポンプ浚渫船	⑨ クレーン付台船
② グラブ浚渫船	⑩ 杭打船
③ バックホウ浚渫船	⑪ コンクリートミキサー船
④ リクレーマ船	⑫ ケーソン製作用台船
⑤ バージアンローダ船	⑬ 深層混合処理船
⑥ 空気圧送船	⑭ サンドドレーン船
⑦ 旋回起重機船	⑮ サンドコンパクション船
⑧ 固定起重機船	

【(3)対象原動機】

当該作業船に設置されている全ての原動機の窒素酸化物放出値にて判断を行うため、例えば、非自航式「起重機船」においても吊り上げ部の出力機が原動機であれば評価の対象となる。また、複数の原動機が設置されている場合は、全ての原動機にて評価を行うものとする。ただし、対象の原動機は、ディーゼル機関であって、定格出力が130KWを超えるものに限る。

1) 「使用作業船の保有形態及び環境性能達成状況」の追加

【(4)評価基準】

使用作業船の保有形態及び環境性能達成状況 〔【企業の施工能力】必須項目〕				
評価内容	評価段階	評価基準		
		評価	加算点	評価項目
当該工事に使用する作業船のうち、当局が指定する作業船(複数の場合はいずれかの作業船)の保有形態(自社又は共同保有、下請保有)及び当該作業船に設置されている原動機の環境性能達成状況(但し、下請保有の使用予定作業船は、 ●● 県内に船籍港又は定係港が所在するものに限る。)	5段階	A評価	2.0点	・使用作業船を 自社又は共同保有 している。 ・ <u>当該作業船が環境性能を達成</u> している。
		B評価	1.5点	・使用作業船を 自社又は共同保有 している。 ・ <u>下請保有の使用予定作業船が環境性能を達成</u> している。
		C評価	1.0点	・使用作業船を 自社又は共同保有 している。
		D評価	0.5点	・ <u>下請保有の使用予定作業船が環境性能を達成</u> している。
		一評価	0.0点	上記以外。

注) 環境性能を達成とは、「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第19条の3」に基づく「窒素酸化物の放出量に係る放出基準」を満足しているもので、作業船に設置されている原動機とは、作業船建造時に設置された原動機もしくは建造時に設置された原動機を撤去し代替えとして設置された原動機をいう。

なお、特定JVもしくは経常JVとして提出の場合は、構成員のいずれかのものでよい。

【(5) 確認方法】

競争参加者より、船舶の所有者から窒素酸化物放出基準の確認まで紐付けが可能な資料の提出を受けて確認する。なお、確認できる資料の提出が無い場合、或いは、提出された資料にて確認できなかった場合には、加点の対象としない。

但し、下請保有の使用予定作業船については、参加申請時は宣言のみとし、受注後、施工計画打合せ迄に所要の資料提出を受けて確認する。なお、確認できる資料の提出が無い場合、或いは、加点対象とした使用作業船の配置が確認できなかった場合などには、不履行として所要のペナルティを課す。

(提出資料及び履行確認の例)

① 自社又は共同保有

- ・「船舶検査証書」、「船舶検査手帳」、「共同保有契約書」等、自社又は共同保有が確認できる資料。
- ・履行確認は、配置された作業船に備えられている上記資料により確認(写真撮影)。

② 原動機の窒素酸化物放出基準

- ・原動機の放出値が記載された「国際大気汚染防止原動機証書」、原動機の製造番号が記載された「予備検査[製造]の成績表」等の資料。
- ・履行確認は、上記資料に記載されている原動機の製造番号と配置された作業船の原動機に刻印されている製造番号の照合(写真撮影)。

【(6) 不履行時のペナルティ】

競争参加資格申請時に提出した使用作業船については、履行義務を課すものとし、不履行の場合には右表に示すとおり工事成績評定点を減点(最大5点)する。

工事成績評定点の減点基準	
不履行となった項目の加点割合 (加算点満点に対する割合)	減点数
加点割合が50%を超える場合	5点
加点割合が50%以下の場合	3点

1. 評価項目の追加・削除

2) 「使用予定作業船の船齢」の削除

◆【企業の施工能力】の必須項目に「使用作業船の保有形態及び環境性能達成状況」を追加するのに伴い、類似目的[「環境性能達成状況」:平成17年のNOx排出規制(海防法)の達成状況]となる「使用予定作業船の船齢」を削除する。

表-1 技術提案評価型

評価の視点	評価項目	技術提案評価型 (S型)						技術提案評価型 (A型)		技術提案評価型 (WTO)	
		加算点 50点		加算点 60点		加算点 70点		加算点 70点		加算点 60点	
		作業船を使用する工事	作業船を使用しない工事	作業船を使用する工事	作業船を使用しない工事	作業船を使用する工事	作業船を使用しない工事	作業船を使用する工事	作業船を使用しない工事	作業船を使用する工事	作業船を使用しない工事
必須	工事实績(同種性)	2.0点	3.0点	2.0点	3.0点	2.0点	3.0点	8.0点			
	工事成績	3.0点	4.0点	3.0点	4.0点	3.0点	4.0点	8.0点			
	表彰(優良施工・安全施工)	1.0点	1.0点	1.0点	1.0点	1.0点	1.0点	4.0点			
	【作業船を使用する工事の場合】 使用作業船の保有形態及び環境性能達成状況	2.0点		2.0点		2.0点					
②企業の施工能力	施工機械等の自社保有状況										
	関連分野の技術開発の実績		2.0点 × 1項目	2.0点		2.0点 × 1項目	2.0点	10.0点	20.0点		
	ISOの認証取得状況		10.0点		10.0点		10.0点	20.0点			
	建設業労働安全衛生マネジメントシステム等の認証取得状況										
	下請予定者の表彰実績	2.0点 × 1項目		2.0点 × 1項目		2.0点 × 1項目					
	技術提案力の評価										
	使用予定作業船の船齢										
その他											

表-2 施工能力評価型

評価の視点	評価項目	施工能力評価型 (II型)				施工能力評価型 (I型)					
		施工体制確認型以外 加算点 30点		施工体制確認型 加算点 40点		I型 加算点 40点		I型 施工計画重視型 加算点 40点		I型 (チャレンジ型) 加算点 40点	
		作業船を使用する工事	作業船を使用しない工事	作業船を使用する工事	作業船を使用しない工事	作業船を使用する工事	作業船を使用しない工事	作業船を使用する工事	作業船を使用しない工事	作業船を使用する工事	作業船を使用しない工事
必須	工事实績(同種性)	4.0点		4.0点		4.0点		2.0点			
	工事成績	6.0点		6.0点		6.0点		3.0点			
	表彰(優良施工・安全施工)	2.0点		2.0点		2.0点		1.0点			
	【作業船を使用する工事の場合】 使用作業船の保有形態及び環境性能達成状況		2.0点		2.0点		2.0点				
②企業の施工能力	施工機械等の自社保有状況										
	関連分野の技術開発の実績		12.0点		16.0点		16.0点		8.0点	2.0点 × 1項目	2.0点
	ISOの認証取得状況										
	労働安全衛生マネジメントシステム等の認証取得状況										
	下請予定者の表彰実績		2.0点 × 1項目		2.0点 × 2項目		2.0点 × 1項目		2.0点 × 1項目		
	技術提案力の評価										
	使用予定作業船の船齢										
	工事の手持ち状況										
	その他										

《参考①》窒素酸化物の放出基準について

窒素酸化物の放出量に係る放出基準について【海防法】

(窒素酸化物の放出量に係る放出基準)

第十九条の三 船舶に設置される原動機(窒素酸化物の放出量を低減させるための装置が備え付けられている場合にあっては、当該装置を含む。以下同じ。)から発生する窒素酸化物の放出量に係る放出基準は、放出海域並びに原動機の種類、能力及び用途に応じて、政令で定める。

窒素酸化物の放出量に係る放出基準【海防法施行令】

(窒素酸化物の放出量に係る放出基準)

第十一条の七 法第十九条の三の政令で定める窒素酸化物の放出量に係る放出基準は、すべての海域において、次の表上欄に掲げる原動機の種類、能力及び用途の区分ごとに、それぞれ同表下欄に掲げるとおりとする。

原動機の種類、能力及び用途	窒素酸化物の放出量に係る放出基準
一 ディーゼル機関であって、定格出力が130kWを超え、かつ、定格回転数が毎分130回転未満のもの（法第十九条の四第一項第二号又は第三号に掲げる原動機（以下この表において「特定用途原動機」という。）に該当するものを除く。）	1kW時当たりの窒素酸化物の放出量（単位は、グラムとする。以下同じ。）の値が14.4以下であること。
二 ディーゼル機関であって、定格出力が130kWを超え、かつ、定格回転数が毎分130回転以上2,000回転未満のもの（特定用途原動機に該当するものを除く。）	1kW時当たりの窒素酸化物の放出量の値が44を当該原動機の毎分の定格回転数の値を0.23乗して得た値で除して得た値以下であること。
三 ディーゼル機関であって、定格出力が130kWを超え、かつ、定格回転数が毎分2,000回転以上のもの（特定用途原動機に該当するものを除く。）	1kW時当たりの窒素酸化物の放出量の値が7.7以下であること。
四 前三号に掲げるもの以外の原動機	窒素酸化物の放出量は、限定しない。
備考	1kW時当たりの窒素酸化物の放出量の算出方法は、国土交通省令で定める。


《参考②》 国際大気汚染防止原動機証書について

国際大気汚染防止原動機証書【海防法】

(国際大気汚染防止原動機証書)

第十九条の六 国土交通大臣は、第十九条の四第一項本文(同条第三項において準用する場合を含む。)の規定により放出量確認をし、かつ、前条の規定により同条の原動機取扱手引書(以下「原動機取扱手引書」という。)を承認したときは、当該原動機製作者等に対し、国際大気汚染防止原動機証書を交付しなければならない。

国際大気汚染防止原動機証書(見本)



国際大気汚染防止原動機証書
ENGINE INTERNATIONAL AIR POLLUTION PREVENTION CERTIFICATE

日本国
JAPAN

2008年の決議MEPC.176(58)により改正された1973年の船舶による汚染の防止のための国際条約に関する1978年の協定書に基づき修正された同条約(以下「条約」という。)を改正する1997年の議定書に基づき、日本政府の権限の下に、日本海事協会が発給する。

Issued under the provisions of the Protocol of 1997, as amended by resolution MEPC.176(58) in 2008, to amend the International Convention for the Prevention of Pollution from Ships, 1973, as modified by the Protocol of 1978 related thereto (hereinafter referred to as "the Convention") under the authority of the Government of Japan by NIPPON KAIJI KYOKAI.

原動機製作者等 Engine manufacturer	型式番号 Model number	製造番号 Serial number	原動機の 使用形態 Test cycle(s)	定格出力(kW)及び 定格回転速度(rpm) Rated power(kW) and speed(rpm)	原動機承認番号 Engine approval number
ヤンマー株式会社 Yanmar Co., Ltd.	6EY26LW	0527FHE	D2	1,840 kW 750 rpm	12KB00627

この証書は、以下の事項を証明する。
THIS IS TO CERTIFY

1. 上記の原動機は、条約附属書VIに基づき義務づけられた2008年に改正された窒素酸化物技術規則の要求に従って放出量確認等がなされたこと

1. That the above-mentioned marine diesel engine has been surveyed for pre-certification in accordance with the requirements of the Technical Code on Control of Emission of Nitrogen Oxides from Marine Diesel Engines 2008 made mandatory by Annex VI of the Convention; and

2. 放出量確認等の結果、原動機、構成部品、調整部分及び原動機取扱手引書が、船舶への設置及び運転に先立ち、すべてにおいて条約附属書VI第13規則に定める関係要件に適合していること

2. That the pre-certification survey shows that the engine, its components, adjustable features, and technical file, prior to the engine's installation and/or service on board a ship, fully comply with the applicable regulation 13 of Annex VI of the Convention.

この証書は、条約附属書VI第5規則の規定による検査が行われることを条件として、政府の権限の下に船舶に搭載された原動機の耐用年数の間効力を有する。


This certificate is valid for the life of the engine subject to surveys in accordance with regulation 5 of Annex VI of the Convention, installed in ships under the authority of this Government.

神戸 において発給した。

Issued at Kobe

発給の日: 2012年1月20日
Date of issue: 20 January 2012

日本海事協会
NIPPON KAIJI KYOKAI



(Hiroshi YAMAMOTO)
General Manager of Kobe Branch

国際大気汚染防止原動機証書(EIAPP証書)の追補
SUPPLEMENT TO ENGINE INTERNATIONAL AIR POLLUTION PREVENTION CERTIFICATE (EIAPP Certificate)

構造、原動機取扱手引書及び検査の方法に関する記録
RECORD OF CONSTRUCTION, TECHNICAL FILE AND MEANS OF VERIFICATION

注釈
Notes:

1 この記録及びその付録は、国際大気汚染防止原動機証書に常に添付しておく。国際大気汚染防止原動機証書は、原動機の耐用年数の間、当該原動機とともにいかなる時も船上に備えておく。

1 This Record and its attachments shall be permanently attached to the EIAPP Certificate. The EIAPP Certificate shall accompany the engine throughout its life and shall be available on board the ship at all times.

2 記録は、かなじも英語、フランス語又はスペイン語であること。発給国の公用語が併記されている場合において記録の不一致がある場合には、発給国の公用語による記載が優先する。

2 The Record shall be at least in English, French or Spanish. If an official language of the issuing country is also used, this shall prevail in case of a dispute or discrepancy.

3 別段の定めがない限り、この記録において、「規則」とは条約附属書VIの規則をいい、「原動機取扱手引書」又は「検査の方法」に対する要件とは、2008年に改正された条約附属書VI第13規則に基づく要件をいう。

3 Unless otherwise stated, regulations mentioned in this Record refer to regulations of Annex VI of the Convention and the requirements for an engine's Technical File and means of verifications refer to mandatory requirements from the revised NOx Technical Code 2008.

1. 原動機の要目
Particulars of the engine

1.1 原動機製作者等の名称及び住所
Name and address of manufacturer ヤンマー株式会社
兵庫県尼崎市長瀬東通1-1-1
Nagasaki Amagasaki, Hyogo, Japan

1.2 原動機の製造場所
兵庫県尼崎市長瀬東通1-1-1
Place of engine build Amagasaki Plant
1-1-1, Higashi-dori, Nagasaki, Amagasaki, Hyogo, Japan

1.3 原動機の製造年月日
2011年10月28日
Date of engine build 28 October 2011

1.4 放出量確認等の場所
尼崎市、日本
Place of pre-certification survey Amagasaki, Japan

1.5 放出量確認等の年月日
2012年1月20日
Date of pre-certification survey 20 January 2012

1.6 原動機の型式番号
6EY26LW
Engine type and model number

1.7 原動機製造番号
0527FHE
Engine serial number

1.8 原動機ファミリー 又は原動機グループ の代表 又は代表以外 の原動機(適用のある場合)
If applicable, the engine is a parent engine or a member engine of the following engine family or engine group 6EY26LWC

1.9 個別の原動機又は原動機ファミリー / 原動機グループの詳細:
Individual engine or engine family / engine group details:

1.9.1 代表原動機の承認番号
Approval reference 11MM00338

1.9.2 定格出力(kW)及び定格回転速度(rpm)の値又は範囲
Rated power (kW) and rated speed (rpm) values or ranges 1,400 kW
750 rpm

1.9.3 原動機の使用形態
Test cycle(s) D2

1.9.4 代表原動機試験燃料の仕様
Parent engine(s) test fuel oil specification DM grade(ISO8217)

1.9.5 窒素酸化物放出基準値 (g/kWh)、規則13.6、13.4又は13.5は (該当しないものを抹消すること)
Applicable NOx emission limit (g/kWh), regulation 13.6, 13.4 or 13.5 (delete as appropriate) 9.6 g/kWh

1.9.6 代表原動機の放出値 (g/kWh)
Parent engine(s) emission value (g/kWh) 8.4 g/kWh

2. 原動機取扱手引書の要目
Particulars of the technical file

2008年に改正された窒素酸化物技術規則第2章で要求される原動機取扱手引書は、国際大気汚染防止原動機証書の本質的な部分であり、原動機の耐用年数の間、当該原動機とともにいかなる時も船上に備えておく。
The technical file, as required by chapter 2 of the NOx Technical Code 2008, is an essential part of the EIAPP Certificate and must always accompany an engine throughout its life and always be available on board a ship.

2.1 原動機取扱手引書文書番号/承認番号
Technical file identification/approval number G2-51695-3840 / 12KB00627TF

2.2 原動機取扱手引書承認年月日
Technical file approval date 2012年1月20日
20 January 2012

3. 船上における原動機の定期的検査の方法
Specifications for the onboard NOx verification procedures

2008年に改正された窒素酸化物技術規則第6章で要求される船上における検査の方法は、国際大気汚染防止原動機証書の本質的な部分であり、原動機の耐用年数の間、原動機とともにいかなる時も船上に備えておく。
The specifications for the on-board NOx verification procedures, as required by chapter 6 of the NOx Technical Code 2008, are an essential part of the EIAPP Certificate and must always accompany an engine through its life and always be available on board a ship.

3.1 機関パラメータチェック法
Engine parameter check method:

3.1.1 識別番号/承認番号
Identification / approval number G2-51695-3860 / 12KB00627TF

3.1.2 承認年月日
Approval date 2012年1月20日
20 January 2012

3.2 直接計測及びモニタリング法
Direct measurement and monitoring method:

3.2.1 識別番号/承認番号
Identification / approval number ---

3.2.2 承認年月日
Approval date ---


これらの方法に代えて、2008年に改正された窒素酸化物技術規則6.3に従い、簡易計測法を利用することができる。
Alternatively the simplified measurement method in accordance with 6.3 of the NOx Technical Code 2008 may be utilized.

神戸 において発給した。

Issued at Kobe

発給の日: 2012年1月20日
Date of issue: 20 January 2012

日本海事協会
NIPPON KAIJI KYOKAI



(Hiroshi YAMAMOTO)
General Manager of Kobe Branch

2. 負担の軽減 1) 技術提案の評価方法の見直し

①見直しの背景

技術提案の評価は、1提案毎に『効果』と『具体性』のそれぞれの観点より行っており、『効果』については、平成24年4月以降の公告案件より、効果の発揮する「範囲」及び「期間(又は頻度)」の観点を加えて、それぞれa、b、cの3段階で評価し、その組み合わせによって総合的な評価を行い、最終的な『効果』を判定していた。

こうした評価を行うようになり、最近、競争参加者からの技術提案は、「範囲」及び「期間(又は頻度)」の評価を優位にする為、一連して複数の提案を行う等、オーバースペックな提案が多く見受けられるようになっており、受注業者の技術提案履行コストの増加が問題になりつつある。

こうした状況に対処するため、技術提案の評価方法【特に『効果』の評価方法(「効果」・「範囲」・「期間(又は頻度)」)の組み合わせ】について、見直しを行うものである。

②見直し内容

一連した複数の提案等、オーバースペックな技術提案を抑制し、以って技術提案履行コスト増に対処する為、技術提案の評価方法を、以下のとおりに見直す。

● 当局が設定した課題に対し、技術提案の工夫の『有効性』の観点に加えて、工夫の『確実性』及び『具体性』の観点より評価するものとし、1提案毎にそれぞれa、b、cの3段階で評価し、その組み合わせによって総合的な評価を行い、最終的な評価を判定する。

【評価項目】

- ・「有効性」：工夫が、当局が設定した課題に対し、当該工事の特徴等を踏まえた的確なもので、標準案より工事の品質向上が見込める有効なものか
- ・「確実性」：実績、根拠等より、工夫の確実性が見込めるものか
- ・「具体性」：施工方法等より、工夫の具体性が見込めるものか

【オーバースペックな技術提案(例)】

コンクリートの保温養生の工夫の提案で、天端部に保温マットを打設後から設計基準強度発現まで敷設、側面部に保温型枠を使用、さらに脱枠後から設計基準強度発現まで保温シートにて囲う。etc

2. 負担の軽減

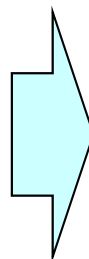
1) 技術提案の評価方法の見直し

【現行】

技術提案の「効果」の判定基準

評価項目	a	b	c	—
効果	特に高い	高い	限定的	標準案と同等
範囲	広い	中位	狭い	
期間	長い	中位	短い	

最終的な「効果」の判定	「効果」、「範囲」、「期間」の組み合わせ		
	効果「a」の場合	効果「b」の場合	効果「c」の場合
A評価	aaa		
B評価	aab aba		
C評価	aac abb aca	baa	
D評価	abc acb	bab bba	
E評価	acc	bac bbb bca	
F評価		bbc bcb	caa
G評価		bcc	cab cba
H評価			cac cbb cca
I評価			cbc ccb
J評価			ccc
「—」評価	標準案と工事の品質が同等		



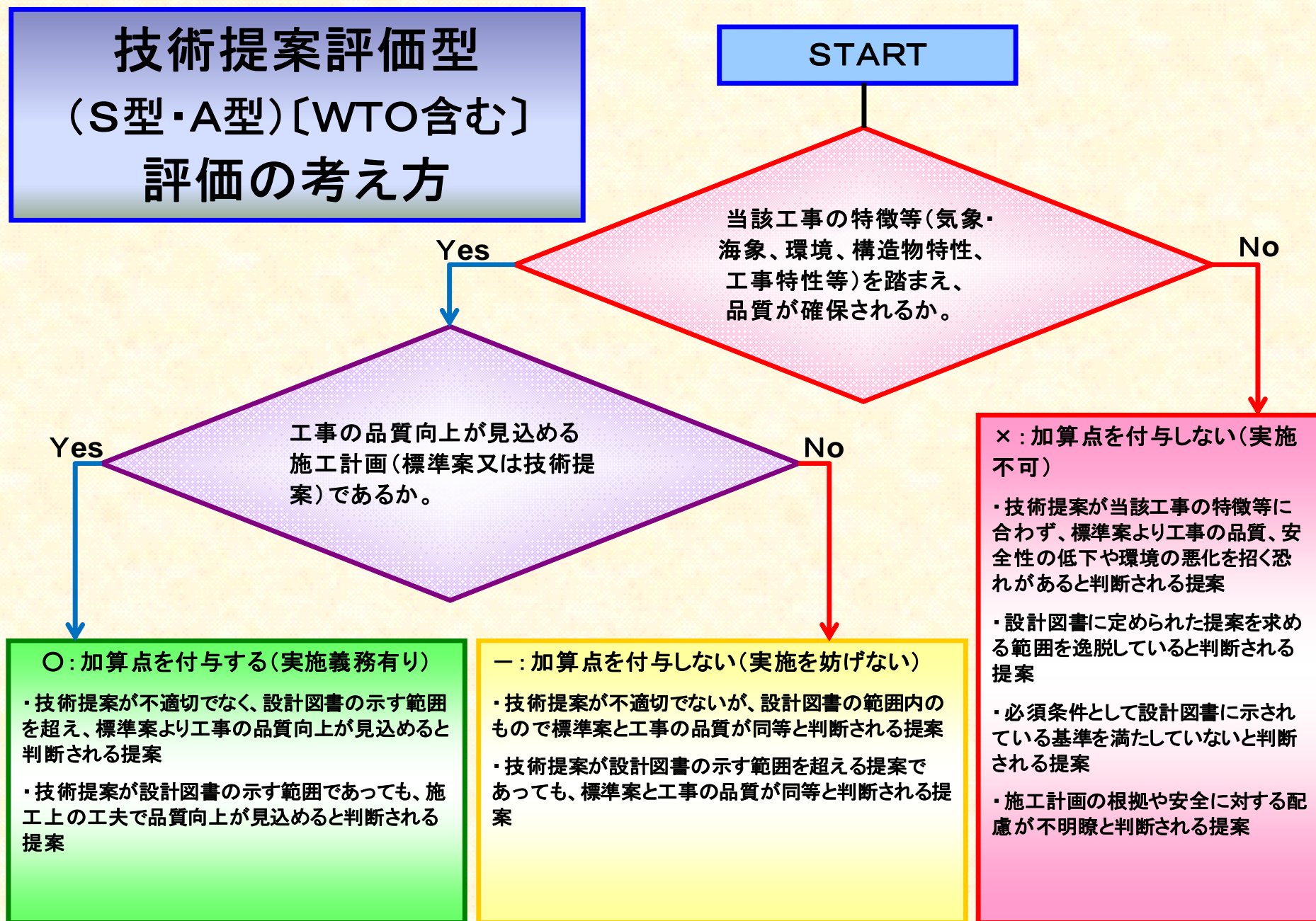
【見直し】

技術提案の「評価」の判定基準

評価項目	a	b	c	—
有効性	特に高い	高い	限定的	標準案と同等
確実性	特に高い	高い	限定的	
具体性	特に高い	高い	限定的	

最終的な「評価」の判定	「有効性」、「確実性」、「具体性」の組み合わせ		
	有効性「a」の場合	有効性「b」の場合	有効性「c」の場合
A評価	aaa		
B評価	aab aba		
C評価	aac abb aca	baa	
D評価	abc acb	bab bba	
E評価	acc	bac bbb bca	caa
F評価		bbc bcb	cab cba
G評価		bcc	cac cbb cca
H評価			cbc ccb
I評価			ccc
「—」評価	標準案と工事の品質が同等		

《参考》技術提案の評価の考え方について



※1 設計図書の示す範囲とは、図面、特記仕様書及び共通仕様書等に示す施工方法等(標準案)

※2 工場の品質向上とは、工場の効率性、安全性及び環境への影響等を含む

2. 負担の軽減

2) 提出資料の簡素化

【施工計画資料の簡素化】

- ◆技術提案と標準案の併願を取り止め、現行、施工計画資料として求めていた「**施工フロー図**」及び「**主要船舶機械**」の提出は廃止する。
(工程表のみの提出とする。)

【現行】

競争参加資格の確認等

本工事に係る施工計画の提出にあたって、入札説明書の別冊図面及び別冊特記仕様書に参考として示された図面及び仕様書(以下「標準案」という。)の内容について、これと異なる施工方法等(以下「技術提案」という。)で施工しようとする場合は、その内容を示した施工計画を提出すること。**技術提案による施工計画が適正と認められない場合に標準案に基づいて施工する意思がある場合は、標準案による施工計画を併せて提出すること。**

また、標準案に基づいて施工しようとする場合には、標準案による施工計画を提出すること。

以上のとおり、提出された施工計画(標準案又は技術提案)が適正であること。

【見直し】

競争参加資格の確認等

本工事に係る施工計画の提出にあたって、入札説明書の別冊図面及び別冊特記仕様書に参考として示された図面及び仕様書(以下「標準案」という。)の内容について、これと異なる施工方法等(以下「技術提案」という。)で施工しようとする場合は、その内容を示した施工計画を提出すること。

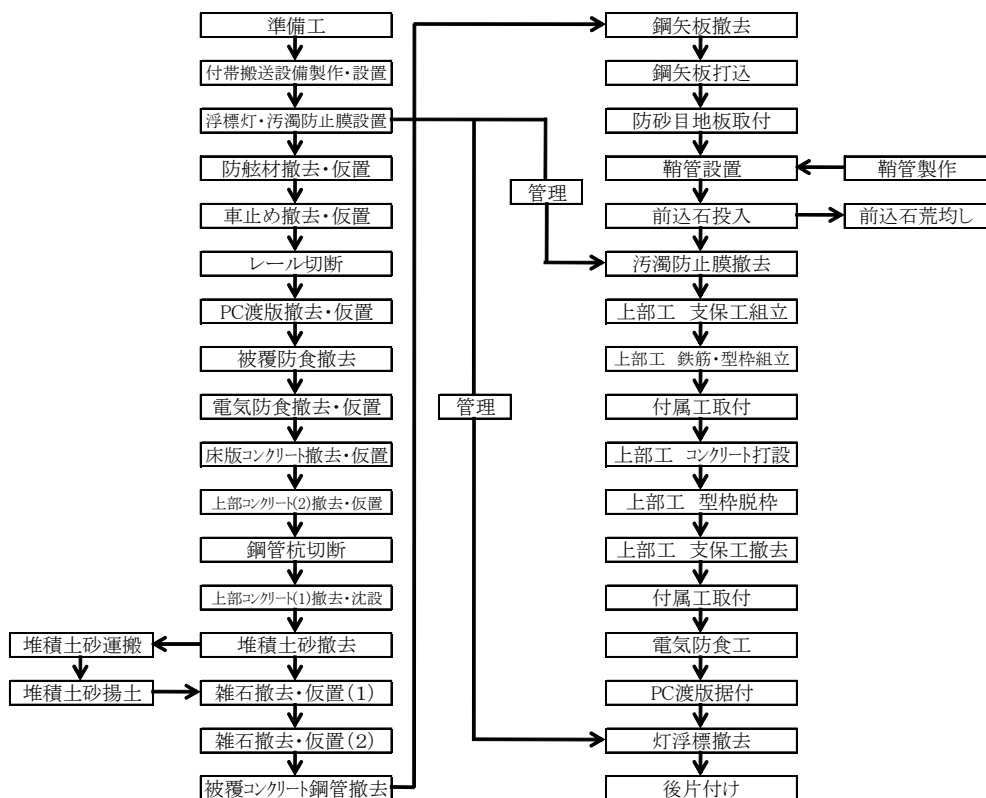
また、標準案に基づいて施工しようとする場合には、標準案による施工計画を提出すること。

以上のとおり、提出された施工計画(標準案又は技術提案)が適正であること。

《参考》施工計画資料(様式)について

1. 施工フロー図(廃止)

本工事は、〇〇〇〇工事の共通工、構造物撤去工、基礎工、本体工、上部工、付属工、土留工、付帯工を施工するものである。



2. 主要作業船機械(廃止)

名称	能力・規格等	数量	単位	使用工種
クレーン付台船	30～250t吊	〇	隻	共通工、構造物撤去工、本体工、上部工、付属工
台船	500～1,500t積	〇	隻	構造物撤去工、本体工、上部工
土運船	700～1,500m ³ 積	〇	隻	構造物撤去工
ガット船	1.8～3.0m ³ グラブ	〇	隻	構造物撤去工、基礎工
ラフタークレーン	5～45t吊	〇	台	構造物撤去工、付属工、付帯工
コンクリートカッター	油圧 φ96～106	〇	台	構造物撤去工
パイプロハンマ	油圧式 637.4kN	〇	台	構造物撤去工、本体工
高所作業車		〇	台	付帯工
発動発電機	15～250kVA	〇	台	工事全般
溶接機	300A	〇	台	工事全般
監視船	D70PS 3.0GT	〇	隻	工事全般

3. 工程表(提出)

		工 程 表														
		工事名: 〇〇港(〇〇地区)〇〇(-〇m)〇〇工事														
項目	単位	数量	平成〇年					平成〇年								
			8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月
			10月20日	10月20日	10月20日	10月20日	10月20日	10月20日	10月20日	10月20日	10月20日	10月20日	10月20日	10月20日	10月20日	10月20日
岸壁(-12m)(改良)			開礼日 〇月〇日	〇月〇日	指定部分工期 〇月〇日					指定部分工期 〇月〇日	指定部分工期 〇月〇日	指定部分工期 〇月〇日	指定部分工期 〇月〇日	指定部分工期 〇月〇日	指定部分工期 〇月〇日	指定部分工期 〇月〇日
準備工	式	1	■													
共通工	式	1		■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■
構造物撤去工	式	1			■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■
基礎工	式	1						■	■	■	■	■	■	■	■	■
本体工	式	1														■
上部工	式	1														■
付属工	式	1														■
土留工	式	1														■
付帯工	式	1														■
後片付け	式	1														■

■ 工程管理に関する技術的所見

①..... ※ 技術的所見については、必ず記載を行うこと。
記載がない場合は、競争参加資格を与えない。

②.....

○ 開礼日: 平成〇年〇月〇日

○ 工期: 契約締結日 ~ 平成〇年〇月〇日

○ 指定部分工期がある場合

○ 指定部分工期がある場合

○ 指定部分工期がある場合

○ 指定部分工期がある場合

◆ 工事開始日: 平成〇年〇月〇日

◆ 終了日: 平成〇年〇月〇日

◆ 工事終了日: 平成〇年〇月〇日

◆ 終了日: 平成〇年〇月〇日

◆ 終了日: 平成〇年〇月〇日

◆ 終了日: 平成〇年〇月〇日

◆ 終了日: 平成〇年〇月〇日

・対象工種: 〇〇工

・対象工種: 〇〇工

・対象工種: 〇〇工

・対象工種: 〇〇工

2. 負担の軽減

3) 技術者ヒアリングの廃止

【配置予定技術者へのヒアリング】

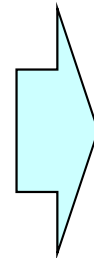
◆配置予定技術者の工事成績点が確認できない場合等に、技術者へのヒアリングを実施しているが、競争参加者・発注者双方の負担となっているため、これを廃止する。

【現行】

競争参加資格の確認等

配置予定の技術者へのヒアリング
次の要領で行う。

- ① 日時：平成●年●月●日から平成●年●月●日まで
- ② 場所：九州地方整備局港湾空港部品質確保室技術評価係
- ③ ヒアリング対象者：配置予定の技術者
- ④ その他：
 - 1) ヒアリングの日時等は、平成●年●月●日までに別途通知を行う。
 - 2) 以下のイ)、ロ)いずれかに該当する場合にヒアリングを実施する。
なお、配置予定の技術者の申請が複数名の場合に、以下のいずれの場合にも該当しない者が1名でもいるときは、ヒアリングを行わない。
 - イ) 配置予定の技術者の工事成績点が確認できない場合
 - ロ) 配置予定の技術者の工事成績点が国の機関が発注した工事については70点未満である場合又は、国の機関以外が発注した工事については75点未満である場合。



【見直し】

競争参加資格の確認等

廃止

3. その他

1) 「空港工事施工管理技術者」資格の追加

◆【技術者の能力】のオプション項目の『配置予定技術者の資格』の評価に、新たに「**空港工事施工管理技術者**」資格を評価対象に追加する。

【現行】

配置予定技術者の資格

- 技術士
- 労働安全コンサルタント
- 1級建設機械施工技士
- コンクリート(主任)技士
- コンクリート診断士
- 海上工事施工管理技術者
- 港湾海洋調査士
- 水路測量技術
- 海洋・港湾構造物設計士
- 海洋・港湾構造物維持管理士
- 舗装施工管理技術者
- コンクリート構造診断士
- 土木構造物診断士
- 構造物診断士
- RCCM

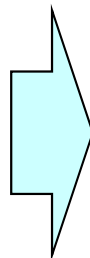
15資格

【見直し】

配置予定技術者の資格

- 技術士
- 労働安全コンサルタント
- 1級建設機械施工技士
- コンクリート(主任)技士
- コンクリート診断士
- 海上工事施工管理技術者
- 空港工事施工管理技術者**
- 港湾海洋調査士
- 水路測量技術
- 海洋・港湾構造物設計士
- 海洋・港湾構造物維持管理士
- 舗装施工管理技術者
- コンクリート構造診断士
- 土木構造物診断士
- 構造物診断士
- RCCM

16資格



《参考》「空港工事施工管理技術者」資格について

1. 資格認定制度の創設目的

空港施設は、その多くが空港独特の施設である。そして、その工事が空港内又はその隣接地において行われる場合には、航空機運航の安全確保が最優先とされるため、制限区域、制限表面など空港特有の制約条件のもとで行われる。このため、これを担当する技術者には、一般の技術に加えて、空港工事に特有の技術と専門知識とが求められる。 本資格認定制度は、航空機及び空港の特性を理解し、空港土木工事の施工に優れた技術者を「空港工事施工管理技術者」として認定することにより、空港土木工事の品質確保及び安全かつ円滑な施工技術の向上に貢献するとともに、空港土木工事の施工に優れた技術者の確保と育成及び技術と知識の伝承に寄与することを目的とする。

2. 受験資格

受験資格は、以下の2条件を満たしている者とする。

- A. 「一級土木施工管理技士」又は「技術士(建設部門に限る)」の資格を有していること。
- B. 「空港土木工事」において3ヶ月以上の「実務経験」を有していること。

3. 資格取得者数

平成23年度の資格制度創設後、平成25年度までの資格取得者数は下表のとおり。

	平成23年度	平成24年度	平成25年度	計
「空港工事施工管理技術者」	222名	77名	69名	368名

3. その他

2) 「評価しない技術提案の事例」の追加・修正

【現行】

番号	分類	工種区分	技術テーマ	評価しない提案内容	判定	備考
(追加)						
1	共通	共通	共通	浚渫船、起重機船等の作業船の追加配備及び規格アップ	オーバースペック	作業船の追加配備及び規格アップする提案は評価しない。
8	共通	共通	性能・機能 (コンクリート関係)	ファイバー繊維及びファイバーシートの使用	オーバースペック	
22	共通	共通	特別な安全対策	作業中止基準の設定	標準的項目	
25	共通	共通	特別な安全対策	交通整理員、交通誘導員、見張り員等の人員の追加配置	オーバースペック	人員の配置を前提とする提案は評価しない。
32	共通	共通	特別な安全対策	安全チョッキ・ヘルメット・スコップ・レーキ等に反射材を取り付ける	標準的項目	
33	共通	共通	特別な安全対策	カラーコーン、ラバーコーン、照明器具等の簡易な安全設備による作業位置等の明示	標準的項目	
46	港湾	共通	特別な安全対策	潜水作業従事者の日常的な健康管理、作業前後及び作業中の体調確認、安全教育の実施	標準的項目	
53	港湾	共通	特別な安全対策	作業船に垂れ幕(横断幕)、工事看板(説明板、案内板、PR看板)を設置	標準的項目	
(追加)						
71	空港	空港舗装工	性能・機能 (アスファルト関係)	アスファルト運搬時にダンプ荷台への付着防止剤の使用、ダンプ荷台のシート養生	標準的項目	



【見直し】

番号	分類	工種区分	技術テーマ	評価しない提案内容	判定	備考
1	共通	共通	共通	就業時間の延長	オーバースペック	作業員に負担を強いる提案は評価しない。
2	共通	共通	共通	浚渫船、起重機船等の作業船の追加配備及び規格アップ	オーバースペック	作業船の追加配備及び規格アップする提案は評価しない。
9	共通	共通	性能・機能 (コンクリート関係)	補強材の使用	オーバースペック	鉄筋や短繊維(ショート・ファイバー)など、JIS A 0203に規定されている補強材を使用する提案は評価しない。
23	共通	共通	特別な安全対策	作業中止基準の設定	標準的項目	風速計等と連動させて作業中止を判断する提案を含む。
26	共通	共通	特別な安全対策	交通整理員、交通誘導員、見張り員等の人員の追加配置	オーバースペック	人員の配置を前提とする提案は評価しない。
33	共通	共通	特別な安全対策	安全チョッキ・ヘルメット・スコップ・レーキ等に反射材や識別材を取り付ける	標準的項目	
34	共通	共通	特別な安全対策	カラーコーン、ラバーコーン、ジャンボコーン、照明器具(バルーンライトを含む)等の簡易な安全設備による作業位置、作業通路等の明示	標準的項目	
47	港湾	共通	特別な安全対策	作業員(潜水作業従事者含む)の日常的な健康管理、作業前後及び作業中の体調確認、安全教育の実施	標準的項目	
54	港湾	共通	特別な安全対策	作業船に垂れ幕(横断幕)、バルーン、工事看板(説明板、案内板、PR看板)の設置や彩色を行う	標準的項目	
58	港湾	共通	環境の維持	汚濁防止膜(枠)移動時のカーテン巻き上げ	標準的項目	
73	空港	空港舗装工	性能・機能 (アスファルト関係)	アスファルト運搬時にダンプ荷台への付着防止剤の使用、ダンプ荷台のシート養生、ダンプタイヤへの付着抑制剤の使用	標準的項目	

3. その他

3)減点対象機関の追加

【事故及び不誠実な行為に対する評価】

- ◆事故及び不誠実な行為における「指名停止」「書面による警告・注意」に伴う加算点の減点措置を講ずる対象機関に、九州7県に加えて、港湾管理者である「福岡市」、「北九州市」、「佐世保市」、「下関市」を追加する。

【現行】

事故及び不誠実な行為に対する評価

申請書及び資料の提出期限日における、九州地方整備局、九州7県又は山口県による「指名停止」「書面による警告・注意」の措置に対して加算点を減点する。

【見直し】

事故及び不誠実な行為に対する評価

申請書及び資料の提出期限日における、九州地方整備局、九州7県、山口県、**福岡市、北九州市、佐世保市、下関市**による「指名停止」「書面による警告・注意」の措置に対して加算点を減点する。